

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第34号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(まちづくり協働課) 第4条の2 <省略> 2 <省略> 3 協働第2係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(7)まで <省略> <u>⑧</u> <省略> 4 <省略> (行政課) 第10条 <省略> 2及び3 <省略> 4 契約検査係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(7)まで <省略> (8) <u>瀬戸市入札参加者審査委員会</u> に関すること。	(まちづくり協働課) 第4条の2 <省略> 2 <省略> 3 協働第2係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(7)まで <省略> <u>⑧</u> <u>瀬戸市勤労青少年ホームに関すること。</u> <u>⑨</u> <省略> 4 <省略> (行政課) 第10条 <省略> 2及び3 <省略> 4 契約検査係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(7)まで <省略> (8) <u>瀬戸市入札参加者指名審査委員会</u> に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の2の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。